

平成19年11月20日  
(独)農林漁業信用基金林業部門

## 木材産業緊急経営支援保証の実施について

本年6月の改正建築基準法の施行により住宅着工の大幅な落ち込みが続いており、この回復にはなお時間を要するものとみられています。このため、経営への影響が懸念される、業界の中核を担う林業・木材産業者に対し運転資金が円滑に融通されるよう、林業信用保証業務において下記のとおり緊急に保証措置をとることといたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 保証申込受付期間

平成19年11月20日 ～ 平成20年3月31日

#### 2. 保証の内容

##### (1)保証対象者

正常先もしくは要注意先。具体的には以下の要件を全て満たした組合・会社・個人とします。ただし、最終的な保証引受は基金の審査によることとします。

- 平成19年9月以降において対前年同月比の売上が10%以上減少していること
- 自己資本が実質債務超過になっていないこと
- 融資機関借入金に延滞がないこと
- 融資機関借入金総額が年商以内であること

##### (2)保証限度額(保証付貸付額)

月商の2ヶ月以内かつ、最高2千万円まで

##### (3)保証範囲

100%保証

##### (4)資金使途

素材生産業、木材・木製品製造業等に係る運転資金  
(木材卸売業については、各都道府県が認定する合理化計画の認定枠内での利用となります。)

(5)保証期間

原則3年以内（特認5年）

(6)連帯保証人及び担保

- ① 連帯保証人 原則、保証能力のある者2名以上（組合、会社の場合代表者含む）
- ② 担保 原則として無担保

(7)期間の延長

本保証は、原則として更新、期間の延長を認めない臨時保証扱いとします。

ただし、延長の場合は、当基金の経営支援調査（有料）を受診していただくなど、3年（特認5年）の範囲内で当基金の審査により期間の延長が可能か否かについて判断します。

3. 償還方法

短期保証分は一括または分割弁済とします。長期保証分は分割弁済対応とし、最長6ヶ月の据置期間を認めます。

なお、保証の期間が終了する場合は、一般の保証として適切な審査を行ったうえで、以降のご利用が可能か否かについて判断します。

4. 保証料率

年0.20%～1.10%

保証申込者の財務内容等により異なります。

5. 本保証に係る相談窓口の開設

本保証の開始に伴い、相談窓口を当基金林業部内に開設いたしました。詳細は下記お問い合わせ先までお願いいたします。

お問い合わせ先 林業部保証課（担当：櫻井） TEL 03-3294-5585,5586
---